

# 議会全員協議会

## ◆行政当局より議会へ説明のあった件◆

- ◎南九州市庁舎建設等市民検討委員会の設置について
- ◎市立図書館の指定管理者制度について

### 南九州市庁舎建設等市民検討委員会の設置

市では、平成24年度に実施した「南九州市庁舎在り方市民検討会」での提言を受け、市民目線による総合的な観点から、今後の庁舎建設などの検討を行う庁舎建設等市民検討委員会を設置する。

市民の幅広い意見を反映させるため、委員会は、地域バランスを考慮し、女性団体や商工会、次世代層の青年農業者クラブ、市PTA連絡協議会、公募2人の総勢16名以内の構成となる予定。開催数は5回程度、新庁舎の建設位置その他建設位置に係る事項について検討する。

### 新庁舎建設に向けたスケジュール案

平成29年度 ～30年度	<b>建設位置等の検討</b> ○庁舎建設市民検討委員会を設置し、新庁舎の候補地を絞り込む。 ○パブリックコメントを実施し市民の意見を求める。 <b>建設位置の決定</b> ○検討委員会の意見をもとに議会に意見を求める。 ○市民に報告（ホームページ・情報誌等）
平成31年度 ～34年度	<b>建設の規模、デザイン等の内容の検討</b> （行政組織再編、支所機能の統合等を進めていく。）
平成35年度	<b>基本計画策定</b>
平成36年度	<b>基本設計、事業認定、用地取得、実施設計</b>
平成37年度	<b>造成工事・建築確認</b>
平成38年度 ～39年度	新庁舎（本体）建設工事開始
平成40年度	新庁舎完成 竣工、共用開始

### 市立図書館の指定管理者制度

平成26年に行政改革推進本部会議で指定管理者制度導入について積極的な検討を行うべきとの意見があり、平成27年行政改革推進本部会議で指定管理者制度の方向性が示された。

県内上位の貸出冊数の実績、実力を指定管理者に引継ぐとともに、民間の活力と人材の効果的運用で実績が積み上げられ、更なるサービス向上につなげる。

大手の図書販売会社などによる指定管理が導入された場合、図書・雑誌の購入等で地元への影響が予想されることから、市内にNPO法人等が立ち上がった場合は、南九州市内の業者・団体での公募による選定を検討していく必要がある。

市内NPO法人等による応募がない場合は、大手図書販売会社なども視野に入れて検討する。

### 全員協議会での質問

- (問) 制度導入に当たって今後十分な協議をし、平成31年度以降とする考えはないか。
- (答) 平成30年4月導入という目安はあるが、今後協議を重ね、導入の時期や導入にあたっての仕様書などについては検討したい。

\* 1 指定管理者制度とは  
それまで地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に代行させることができる制度。

